

特 別 教 育

事業者は、労働災害を防止するため、危険又は有害業務に労働者をつかせるときは、安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならないと労働安全衛生法で定められています。当協会は、事業者に代わり安全衛生教育を実施しています。

フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

●講習期間／1日間（9：00～16：30）

事業者は、「高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」に従事する労働者に対し、特別教育を行うことが義務付けられています。

講習日程 受付期間

講習会場 鹿児島教習所（鹿児島市セツ島）

定員

講習日	令和5年5月1日(月)	30名
受付日	令和5年3月20日(月)～3月24日(金)	
講習日	令和5年7月24日(月)	30名
受付日	令和5年6月26日(月)～6月30日(金)	
講習日	令和5年11月21日(火)	30名
受付日	令和5年10月23日(月)～10月27日(金)	
講習日	令和6年1月9日(火)	30名
受付日	令和5年12月4日(月)～12月8日(金)	

受講対象者 満18歳以上

人材開発支援
助成金

助成金対象講習
(P28参照)

申込方法

申込書に受講料等を添えて、受付期間内に申し込み下さい。
(詳しくは、32ページ受講手続き案内を参照)

受講料・テキスト代 (税込み合計金額)

- ・ 会員事業所 ⇨ 10,725円 (10%税975円込)
- ・ 一般 ⇨ 11,825円 (10%税1,075円込)

内訳

- ・ 受講料 会員 ⇨ 9,900円
- ・ 受講料 一般 ⇨ 11,000円
- ・ テキスト代 ⇨ 825円

※会員事業所は会員価格での受講料となっております。

講習科目

- 学科 (1)作業に関する知識（1時間）
(2)墜落制止用器具に関する知識（2時間）
(3)労働災害防止に関する知識（1時間）
(4)関係法令（0.5時間）
- 実技 (1)墜落制止用器具の使用の方法等(1.5時間)

修了証

所定の講習科目を修了された方に、特別教育修了証を交付します。